

◆大阪市受動喫煙防止対策の状況

1 改正法及び府条例の内容及び施行時期

改正健康増進法
大阪府受動喫煙防止条例

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
全ての方	1/24 喫煙する際の周囲の状況への配慮を義務化							
第1種施設 学校・病院 児童福祉施設 行政機関等	7/1 敷地内禁煙 屋外に喫煙場所を設置できる							
	4/1 敷地内全面禁煙 屋外に喫煙場所を設置しないことに努める							
第2種施設 オフィス 事業所 飲食店 すべての施設	4/1 原則屋内禁煙 喫煙専用室設置可 [経過措置] 次の要件すべてに該当する場合は、店内禁煙か喫煙かを選択できます ・2020年4月1日時点で、営業している飲食店 ・個人経営又は資本金5,000万円以下の飲食店・客席面積100㎡以下の飲食店							
	4/1 従業員を雇用する飲食店は原則禁煙							
	4/1 経過措置で客席面積が30㎡以下の飲食店は喫煙の選択可							

改正法、条例に違反すると罰則の対象となることもあります。20歳未満の方は、喫煙エリアへの立入禁止。

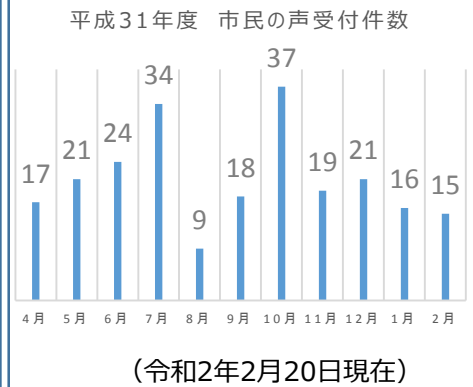
2 周知啓発の状況

- 市民への周知
 - ・リーフレット、ポスターによる周知
 - ・広報、PR動画、メディアを活用した周知
 - ・各区行政からの連絡会等における制度周知
- 飲食店に特化した周知
 - ・飲食店向けリーフレット作成
 - ・各飲食関係同業組合へ訪問しての周知
 - ・飲食店向けの講習会にて制度説明
 - ・複合ビルへの個別訪問による周知
 - ・制度周知と届出書の個別郵送 (1/17 53,211件)
- 事業所への周知
 - ・制度説明会実施
 - ・各区商店会総連盟への訪問による制度説明
 - ・理容所、美容所へ個別郵送による制度周知 (1/30 9,805件)



3 市民の声相談業務

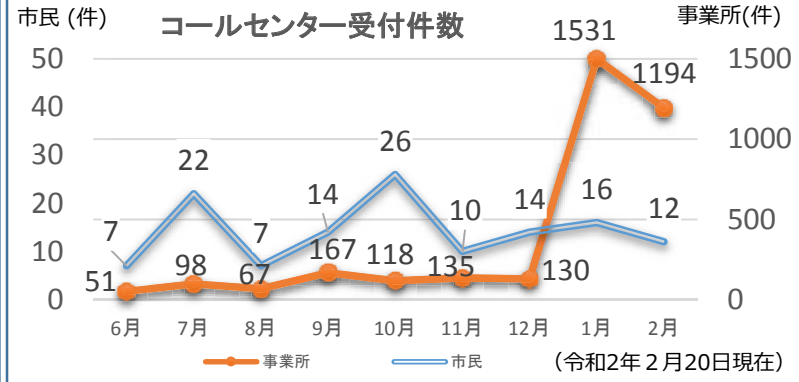
- 主な市民の声
 - ・店舗やビルの敷地内(屋外)の灰皿撤去
 - ・屋外喫煙所の設置反対や撤去 など



4 コールセンター相談業務

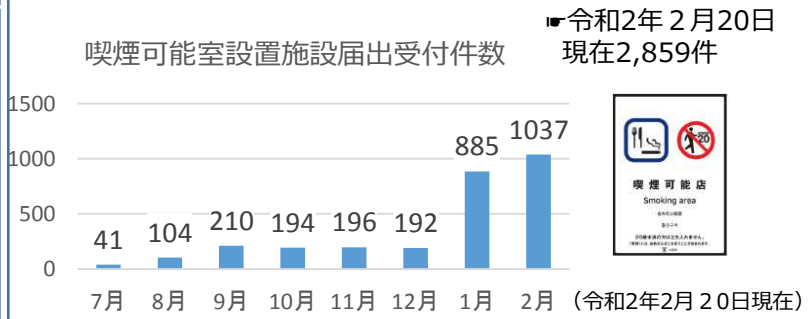
制度や受動喫煙防止対策専用相談窓口として
令和元年6月からコールセンターを開設

■令和2年2月20日
現在3,619件
■飲食店や事業所からの問い合わせが多い



5 喫煙可能室設置施設 届出数

経営規模の小さい既存飲食提供施設が喫煙を選択した時に届出を行う。



6 令和2年度の体制について

- 周知啓発
 - すこやかパートナーとの協働、大阪市出前講座に登録
- 相談、届出受付業務【新規】
- 第2種施設への義務違反時の指導業務
 - 電話、メール等通報体制を整え、通報時は職員が電話や訪問で調査を行い指導する。